妙法院伝来「豊公遺宝」の柄鏡
―中世後半～近世初期における銅鏡舶載の二相―

久保智康

はじめに

京都・東山七条所在の天台宗門跡寺院、妙法院には、豊臣秀吉の遺品と伝える柄鏡が三面伝来している。うち一面は桐鳳凰蒔絵柄鏡箱の内容品で、京都の有力鋳鏡師、中嶋和泉守の製作になる江戸時代初期の素文柄鏡である（挿図1）。対して他の二面は、日本以外の地からもたらされた舶載柄鏡なのであるが、これまで金工史や考古学で正面から取り上げられたことはほとんどなく、製作地や年代についても未だ定見をみていない。

そもそも、中世以降における日本とその周辺地域間の銅鏡（あるいは金工品）の移出入、という問題について関心が向けられ出したのがつい最近のことで、唐物研究を例に挙げるまでもなく、陶磁や漆工に比べ、金工の著しく立ち遅れている研究課題の一つと言えるであろう。

小稿では、妙法院所蔵の二面の舶載柄鏡について、まず史料の上から確認しうる伝来過程について述べ、次にこれらの製作地と年代を明らかにすべく、関連品も含めて検討を進める。そして両鏡がいかなる舶載のされ方をしたのか考察し、妙法院に秀吉遺品として伝来することの意義について改めて論じてみたい。

Ⅰ　「豊公遺品」としての柄鏡

妙法院では、管理を兼ねる西隣の方広寺大仏殿が寛政十年（一七九八）に落雷により焼亡したため、再建の勧進として、天保三年（一八三二）三月十一日から五〇日間にわたって、同寺に伝わる豊臣秀吉遺品を展示公開した。この時に目録として刊行されたのが『豊公遺宝図略』で、六四件にのぼる宝物の品名・図・法量などが収載される。件の三面の柄鏡はいずれも『図略』に含まれていて（挿図2）、遅くとも江戸後期にこれらが秀吉遺品として認知されて

いたことが知られる。
秀吉は、天正十四年（一五八六）に大仏殿建立を発願していらい、彼の死後に至るまで、東山のこの地とひじょうに強い関わりをもった。同十九年には三歳で早逝した長男鶴松（棄丸）の菩提を弔い祥雲寺を建立（現在の智積院の前身寺院）。文禄二年（一五九三）に大仏殿の上棟がなり、翌三年には妙法院の現在地の堂舎を完成。同四年九月からは東山大仏千僧供養会を行わせた。
慶長三年（一五九八）八月十八日に伏見城で没した秀吉は、翌年

挿図１　桐鳳凰蒔絵柄鏡箱と内容品

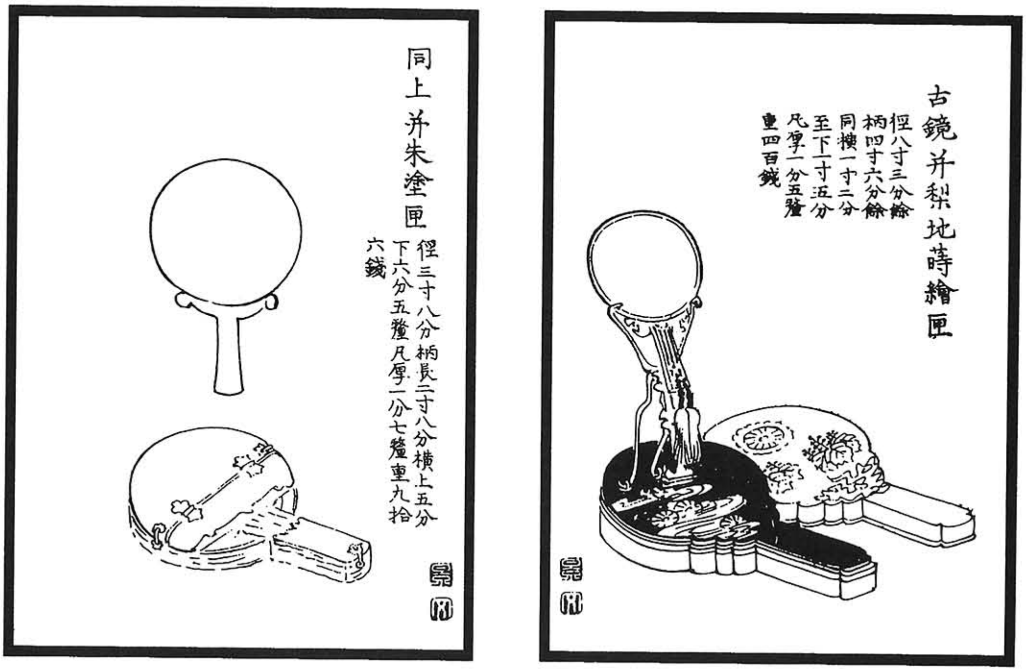

挿図２　『豊公遺宝図略』掲載の柄鏡

四月、妙法院の真東にそびえる阿弥陀ケ峰に埋葬された。と同時に豊国大明神として神格化され、これを祀るために豊国社の正遷宮祭が八日間にわたってくりひろげられる。そして秀吉の遺愛の品々は、この時に豊国社境内に建てられた神宝殿に納められた。

降って元和元年（一六一五）、大坂夏の陣で豊臣家を葬り去った徳川家康は豊国社の破却を決定したが、北政所の懇請により、大仏殿裏に規模縮小、移転することとした。秀吉遺品は、神宝殿の移築に伴い方広寺で保管されることになったが、同五年、神宝殿未完成のまま豊国社本殿も取り壊されてしまい、結果的に遺品は方広寺を兼帯する妙法院の管理下に入ったのである。

したがって、天保三年の「豊公遺宝展」の出陳品は旧豊国社神宝殿収蔵品ということになるのであるが、実際のところ、妙法院に伝存し『豊公遺宝図略』にも収載される品を見ると、明らかに江戸時代に製作されたものも含まれていて、『図略』記載品すべてが秀吉遺品とは限らないことが知られる。

なお、元和元年に方広寺に移管された品の確実なところは、同年八月二十九日付で豊国社社僧の神龍院梵舜が妙法院坊官松井休也と松井左京に提出した移管神宝目録「神龍院豊国社納御神物注文」、および同年九月二日付の松井休也・左京から梵舜宛ての同一内容の請け取り状より知ることができる。[1] その品目と『豊公遺宝図略』のそれを比較すると、かなりの部分は一致するものの、前者にあって後者に含まれない品名や、逆に後者のみに見える品名もあって、江戸時代の妙法院において、「豊公遺品」と認識された宝物群にいくばくかの出入りがあったことが判明するのである。

妙法院伝来品の全てにわたってその異同を検証するのは本稿の目的ではないので、ここでは柄鏡のみに焦点を絞って、右の「神龍院豊国社納御神物注文」を検索すると、該当しそうな記述は二件ある。

①「桐唐草之長櫃ニ入注文」として

一、御かゝ見の箱　但ゑつけ一ツ

此内御けぬき壱ツ　はさみ壱ツ

ひん水入壱ツ　かミわけ壱ツ

御くし三ツ

②「桐ニ鳳凰ノ御長櫃ニ入注文」として

一、御かゝ見　一めん

これらのうち①は、先にもふれた桐鳳凰蒔絵柄鏡箱とその内容品（挿図1）が、現存の水入、髪付、櫛の員数まで一致するので、当該の品であることは疑いない。[2] したがって②の方が、小稿で問題とする二面の舟載柄鏡のうちの一方に当たることになろう。はたしていずれの柄鏡が、秀吉遺品であったのか。あるいはそれにふさわしい特徴を備えた鏡なのか。以下、各々の柄鏡の製作地と年代を検討した後に、改めて考察したい。

II　菊花散柄鏡

鏡背に菊花文六個と漢字六文字を交互に鋳出する柄鏡である（図15、挿図3）。青銅鋳製。平縁に近い直立縁で、背面中央を凹面とする。周縁下側には、両端を玉縁形とした受け部を作り出し、そのまま端へ向って撥形に広がる柄を取り付ける。柄の先端近くには、両側から穿孔しようとした跡が残るが貫通していない。鏡面側の受け部と柄の境には段差がつくのに対して、背面側にはこれがつかず、

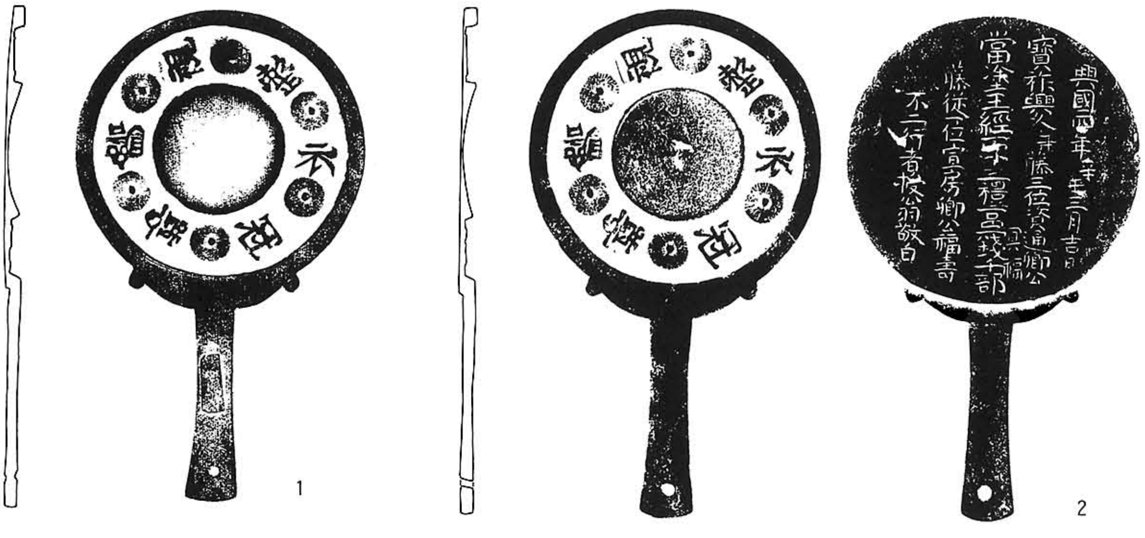

挿図３　菊花散柄鏡実測図・拓影（Ｓ＝１：３）
拓本は広瀬都巽『古鏡拓本集』(未公刊）による
１　妙法院鏡　２　天寿院鏡

周縁上面から柄まで連続平面となっている。また鏡面と背面の凹面部に鍍錫を施しており、さらに銘字や周縁・受け部上面にも鍍錫を施している可能性もあるが、明瞭には観察できない。

法量は、全長一九・四cm、鏡面径一一・〇cm、縁高〇・四cm、縁幅〇・七五cm、柄長七・五cm、柄幅二・〇cmを測る。

鏡背の菊花文は、いずれも花蘂がわずかに中心からずれており、同一の原体を生乾きの鋳型に等間隔に押捺して製笵したものと思われる。また六文字の漢字は「整衣冠尊瞻視」という文言で、「身なりを整えるには、まず目つきが重要である」という意味の論語の言葉を引いたものである。この漢字も、各々の文字の陽型を生乾き鋳型に押捺したもので、文字の縁に直線の型端が見えるところがある（挿図12左）。もっとも、この柄鏡と文様・文字の間隔のずれまで全く同じくする同型鏡が、以下で述べるように多数知られており、右で想定した鋳型製作技法は、あくまでこれら同型鏡を踏み返し製笵した際の母鏡の製作時に行われたものということができる。

さて菊花散柄鏡の同型鏡は、後述の京都・天寿院鏡（挿図３右）のほか、奈良・東大寺[3]、同・法隆寺[4]、福岡・十社王子社[5]、宮崎・神門神社[6]、香川・田村神社[7]、愛知・熱田神宮、群馬・赤城神社[8]などに奉納されたものが知られ、個人所有の伝来不明品を含めれば、相当の数にのぼると思われる。さらに、菊花散柄鏡と同様に背面中央を凹面とし有玉縁受け部をもつ鏡胎でありながら、漢字の代わりに六字真言を配するものが奈良・吉水神社（挿図４）[9]や愛知・真清田神社[10]に伝来し、また外区全体に菊花文をだけをめぐらすものが法隆寺に伝来している（挿図５）[11]。

これらの柄鏡について、早くも江戸後期には「唐物」との認識が

あり、中国鏡の図録まで参照され考証がなされていた。[12] さらに近年の同鏡の掲載書においても「明時代」前後の鏡と表記されており、[13] この製作地・年代観がほぼ定説化していた。

確かに明代の柄鏡には、「正其衣冠尊其瞻視」の言辞を陽鋳する素文柄鏡が存在するのであるが、有玉縁の受け部ももたず、鏡胎形式をまったく異にしている[14]（挿図6）。すでに別稿[15]で述べたように、「整衣冠尊瞻視」銘菊花散柄鏡の同型鏡は、管見の限り中国出土資料に見出すことができない。対して韓国京畿道仁川市南区桃林洞からの出土例が知られ[16]（挿図7）、凹面鏡部分をもたず中央とその周囲に菊花文をめぐらす類品が、同じく全羅南道潭陽郡龍面道林里で出土している[17]（挿図8）。

挿図4　菊花散梵字柄鏡
吉水神社蔵（S＝1:3）
広瀬都巽『古鏡拓本集』による

挿図5　菊花散柄鏡　法隆寺蔵
註（4）による

また吉水神社鏡の六字真言は、ラマ教で誦される「唵（オン）・嚤（マ）・抳（ニ）・鉢（バ）・訥（ドゥ）・吽（ウン）」（唵、摩尼宝珠よ、蓮華よ、吽）を表わしたものである。この真言は、西日本の寺社に多数伝来する菊花散円鏡（挿図9）や島根・富田川川床遺跡出

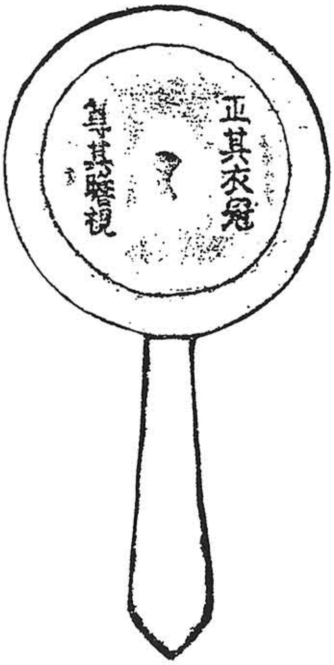

挿図6　「正其衣冠尊其瞻視」銘の柄鏡　註(14)による

挿図7　桃林洞出土　菊花散柄鏡
韓国国立中央博物館蔵
註（16）による

挿図8　道林里出土　菊花散柄鏡
韓国国立光州博物館蔵
註（17）による

挿図９　対馬・海神神社蔵　菊花散梵字鏡

挿図10　富田川川床遺跡出土　卍文梵字柄鏡

土の卍文小形柄鏡（挿図10）にも見られ、これらの鏡式も朝鮮半島に出土例が限られる。[18] 加えて、鏡背面に凹面鏡を作り出すのも高麗時代の懸鏡に顕著な特徴であり、鐘形や円盤形を呈して、内・外区に装飾文様を施すものも幾種類か知られている。[19]

以上のように、「有玉縁受け部付きの撥形柄」、「背面の凹面鏡部」、「菊花文散し」、「「整衣冠尊瞻視」銘もしくは六字真言」といった諸要素は、すべて朝鮮半島で出土している鏡のもので、これらの製作地も彼の地に限定してよいであろう。

さらに妙法院鏡の場合は、故地を考える上できわめて重要な手掛かりを備えている。それは鏡に添う朱漆塗柄鏡箱（図16・22）で、『豊公遺宝図略』にもほぼ現状に近い姿図が収載されている（挿図2）。日本の柄鏡箱がいずれも被蓋造もしくは合口造であるのに対して、これは、蓋の鏡面上半が金具で身に固定され、下半が蝶番により開閉する特異な構造である。とくに注目されるのは金具回りで、蝶番が三葉形、固定金具と柄端の掛金具の座が丸弁の花形を呈している。固定金具は座と座の間を棒状の繋ぎで留める形となる。また掛金具本体は竹節状に作る。このような金具は、中世・近世を通じて日本にはなく、朝鮮時代の家具・調度品などで一般的にみられるものである[20]（挿図11）。すなわちこの柄鏡箱は朝鮮製で、当初から鏡とセットで日本に舶載された公算が大きく、菊花散柄鏡の故地が朝鮮半島であるという右の推定を補強する品といえよう。

それでは、菊花散柄鏡はいつごろに製作されたものであろうか。先に挙げた桃林洞鏡は「麗末鮮初」、道林里鏡は「高麗」と記述されている。しかし、この種の柄鏡で年代の推定できる共伴遺物と出土した例は半島では知られておらず、右の年代観はおそらく凹面部

挿図11　朝鮮時代の家具に付く飾金具 註(20)による

の存在から、一般の「高麗鏡」に引きつけて想定したものに過ぎないと思われる。また日本側の事例も、大半が単独で出土もしくは伝来したものである。

そのような中で、京都・妙心寺の塔頭、天寿院に伝来する菊花散柄鏡は、紀年銘を有し、かつ出土年月日や伴出遺物が伝承される唯一の事例である。法量は、全長一九・七cm、鏡面径一一・二cm、縁高〇・五cm、縁幅〇・六cm、柄長七・七cm、柄幅二・〇cmを測り、妙法院鏡と比べて鏡面径・柄長共に二～三mm長く、縁幅は逆に一mm強狭い。また妙法院鏡に比べ鏡胎を薄く作り、背面文様はこちらの方がわずかに鋳出がよい（図17、挿図3・12）。以上の所見は、本鏡の方が妙法院鏡より早い段階の踏み返し品であることを窺わせる。[21]

さて天寿院鏡には、鏡面に次のような線刻銘がある（図23、挿図3）。

寳祚興久兼藤三位資通卿公　冥福
興國四年辛巳三月吉日
當塗王経一字三禮一品一銭千部
藤従一位宣房卿公福壽
不二行者授翁敬白

「不二行者授翁」とあるのは、妙心寺二世授翁宗弼禅師で、後醍醐天皇の忠臣で建武年中に遁世した万里小路中納言藤原藤房のこととされる。本鏡の銘文は、「興国四年」という南朝の年号を用い（北朝の康永二年［一三四三］にあたる）、いかにも授翁が藤房その人であり、彼の祖父藤原資通と父宣房の冥福・福寿を願って、「當塗王経」を一字ごとに三礼して書写し、一品に一銭、合計千部を奉納したとの内容である。

しかし、この銘文には重大な疑義がある。まず興国四年の本来の干支は「癸未」で、銘の「辛巳」は二年前のそれである。またこの干支は二字を斜め横並びに配置するが、このような千鳥式の干支は、天正年間を上限に江戸時代になって一般的になった表記法である。また中世の金石文で、本例のように奉納主文の左右に供養・祈願の対象者を記すのはきわめて異例である。中央の「當塗王経」という経典も一切経に見当たらず、仮に法華経などを「王経」と称したとしても、意味をとることが難しい。[22]そして何よりも、中世に例の多

挿図12　妙法院鏡（左）と天寿院鏡（右）の鏡背面

い大量出土銭で、本例のごとき写経一品ごとに一銭を奉納したという事例がほかにない。戦前の銅鏡研究の泰斗、広瀬都巽も、調査記録でこの銘を「偽銘」と断じているが[23]、右にみたとおり、確かにきわめて疑わしい銘と言わざるを得ない。

　さてこの鏡は、ほかに遺物を伴って出土したとされ、しかも発見当時から南朝の名相、万里小路藤房卿の遺品として話題となったらしく、いくつもの文献に記述がある[24]。うち鏡の出土時の状況を記した史料が、『日蔭草』所収の「万里小路中納言藤房鏡護持霊寳出現記録」である。以下に、その冒頭部分を掲出する。

私領分
下野国都賀郡
西見野村
長光寺
古代臨済宗
後曹洞宗

右境内山崩レ候ヨリ亥正月廿八日掘出シ候品左之通

一唐銅塔　壱
　内唐銅正観音像一躰有之寸法絵図面ニ御座候
一鏡
　但シ表裏に文字有之文字并寸法絵図面ニ御座候
一古丁銭九百九拾壱文
　内掘出シ候後損失拾五文残る九百七拾六文々字
　品々別紙ニ御座候
一壷中ニ有之候雲母紙経文朽候哉与相見へ候品少々堅メ置候

右之品壷ニ入有之候処壷者彫出シ候節悉崩申候右掘出シ
候品者別紙絵図面之通ニ御座候尤朽損等多御座候此段
御届ケ申上候以上

子　正月廿九日　　　　　　　　　松平豊前守

松平右近将監殿

この文書とその後に掲載されるいくつかの文書によれば、この鏡は明和四年（一七六七）に下野国都賀郡西見野村（現栃木県鹿沼市）長光寺境内の山崩れにより発見され、同時に観音像安置の銅塔一基、古銭九九一枚、経文入り壷などが出土したことになっている。さらに翌年正月には、このことが藩主松平豊前守より幕府老中松平右近将監に報告され、検分を経たのち、授翁禅師奉納鏡との由縁により、安永六年（一七七七）に妙心寺派江戸役の濟松寺を経由し本山塔頭の天寿院へ納められるに至る。[25]

挿図13　天寿院鏡と伴出したとされる銅銭　天寿院蔵

現在天寿院には、菊花散柄鏡のほか、銅塔・銅観音菩薩立像・銅銭が収蔵される（図24、挿図13）。鏡は木彫漆箔雲形鏡台に立てられ、銅塔も金梨地蓮池文平蒔絵（扉内面は雲龍文高蒔絵）厨子に納められている。塔は三重層塔で青銅製。蠟型で別鋳した各層・基台を鑞付けで組み合わせる（ただし観音像を安置する身部のみ後補）。層塔部分に比べ基台がかなり薄肉で不安定な作りになっているが、細部の造作や銅質に差はなく、いずれも当初からの部位と見なされる。現存高二三・三cm、基台幅八・二cm。垂木は屋根瓦とまったく同じ表現で鋳出し、屋根の所々に鋳掛けを認めるなど、やや粗雑な印象を与える。屋蓋の四隅が上方へ反り上がり、一見して朝鮮半島で統一新羅いらい伝統的に造立がなされた石造三重層塔の形を踏襲したものと判断される。韓国においては、このような層塔に納置された舎利具にもしばしば層塔式の金属製舎利塔が見られるが、それらは金・銀・銅板の鍛造品が通例で、本品のような細部表現の鋳銅層塔の事例は知られていない。高麗時代とされる鋳銅品と比べ技巧的に劣る点では、朝鮮時代まで下降する品と見るべきかも知れない。[25]

一方、塔身内に安置された状態で出土したとされる観音菩薩立像は、総高五・二cm、像高四・一cmを測る小形像で、二枚型合わせの青銅・鋳造により、宝冠・衣文・持蓮華等を鋳出するが、きわめて不鮮明である。このような鋳銅小形仏像は、栃木・群馬・埼玉など北関東に多数出土例が知られている。確実な歴年代資料は少ないものの、平安〜室町の各時代に年代が当てられている。[26]本像は台座後面が平面をなし室町時代と考えられている埼玉・本庄市開善寺境内出土の勢至菩薩立像と細部表現が近い。

次に銅銭は、前掲の「出現記録」に九七六文とあり、鏡銘の「一品一銭千部」と符号するようにも思えるが、その実数からみて緡銭の状態で一〇緡がまとまって埋納されていた可能性が高い。[27]天寿院には現在九三三枚が遺存している。錦張りの台帳に糸留めしてあり一部表面が観察できないものもあるが、判明する限りで銭種内訳は表のようになる。舶載銭は、最新が南宋銭・淳熙元宝（一一七四年初鋳）であとは全て北宋銭である。一方日本銭は、中世の模鋳銭を数種類含むが、注目されるのは永楽通宝（一四〇八年初鋳）の模鋳銭と寛永通宝を含むことである。しかも後者は、一八世紀に鋳造さ

表　天寿院蔵銅銭の内訳

国名	銭名	初鋳年	点数	備考
唐	開元通宝	621	10	
北宋	宋通元宝	960	4	
	太平通宝	976	2（1）	
	淳化元宝	990	2	行書2
	至道元宝	995	6（1）	真書2　行書2　草書2
	咸平元宝	998	9	
	景徳元宝	1004	12	
	祥符元宝	1008	11	
	祥符通宝	1008	13	
	天禧通宝	1017	12	
	天聖元宝	1023	43（2）	真書20　篆書23
	明道元宝	1032	3	篆書3
	景祐元宝	1034	7（4）	真書1　篆書6
	皇宋通宝	1039	83（1）	真書46　篆書37（少なくとも4点に日本鋳の可能性有）
	至和元宝	1054	9	真書4　篆書5
	至和通宝	1054	3	真書1　篆書3
	嘉祐元宝	1056	10	真書7　篆書3
	嘉祐通宝	1056	11	真書8　篆書3
	治平元宝	1064	19	真書9　篆書10
	治平通宝	1064	7	真書5　篆書2
	熙寧元宝	1068	102（3）	真書54　篆書48
	元豊通宝	1078	203（2）	真書127　篆書76
	元祐通宝	1086	115（2）	真書51　篆書64
	紹聖元宝	1094	35（3）	真書21　篆書14
	元符通宝	1098	13	真書5　篆書8
	聖宋元宝	1101	28（1）	真書17　篆書11
	政和通宝	1111	16（1）	真書5　篆書11（1点は折二末鋳）
	宣和通宝	1119	3	真書1　篆書2
南宋	淳熙元宝	1174	1（1）	真書（背星月？）「熙」字不明確
北宋？	不明		108	大半は北宋銭　裏面11
	小計		900	
日本？	平安通宝	～14c？	1	
日本	元祐通宝	～16c？	3	通称叶手　篆書
日本	元豊通宝	？	1	模鋳銭（鋳写鐚）篆書
日本	政和通宝	？	1	模鋳銭　篆書
日本	永楽通宝	16c？	2（1）	模鋳銭（赤鐚）状態劣　本銭初鋳年1408
日本？	不明（鐚）	？	22	模鋳銭？薄小で穿形不整のもの
	小計		30	
日本	寛永通宝	18c	3（1）	新寛永　状態劣　1点は焼損
	計		933	

＊点数の（）内は一部不明瞭で別の銭名になる可能性があるもの（内数）

れた新寛永で、一枚は焼損している。このような銭種組成は、近年整備された備蓄銭の銭種傾向による編年に照してもきわめて異例で、大半が北宋銭であるにもかかわらず、大きく間があいて、永楽銭や新寛永をわずかに含むという状況は通常ありえない。一八世紀のある時点で、緡銭の状態で出土ないし伝世していた北宋銭の一括品に、新しい銭を若干加えたと考えるのが妥当であろう[28]。

以上、下野国西見野村長光寺境内で出土したとされる遺物を逐一検討すると、製作地・年代もまちまちでまとまりがなく、柄鏡の刻銘や銅銭に至っては資料性そのものに疑義があることが判明した。さすれば、これらは江戸時代になって当地に万里小路藤房卿が実在したということを捏造するために寄せ集められた品々である、という想定をせざるを得ない。銅銭に新銭が混じるのも、鏡銘文の「一品一銭千部」すなわち銅銭千枚に、緡銭一〇緡がわずかに満たないため、手近な銭を加えたということであろう。

菊花散柄鏡の問題に立ち帰れば、遺物の出土譚を伝える文献がいずれも柄鏡の特徴を詳述し「藤房卿の遺器」であることを強調しているという事実が意味をもつ。すなわち、この鏡が江戸中期の同時代品とは全く異なる特徴（漢文を鋳出し両面鏡であるということ）を備え、藤房の生きた南北朝時代のものとしてふさわしい、と認識されていたのである。先に挙げた真清田神社鏡の鏡面には元禄八年（一六九五）の奉納刻銘があり[29]、この種の柄鏡が近世まで伝世していたことは疑いないが、「藤房鏡」の捏造と関連諸史料は、菊花散柄鏡の日本への船載時期が前代まで遡ることを暗示しているのである。

類似の有玉縁受け部をもつ前述の卍文小形柄鏡が出土した富田川

川床遺跡の遺物群が一六世紀を降らないことと、後述するところの六字真言と菊花文を散らす円鏡も一六世紀までに年代を限定できるところから推して、菊花散柄鏡も、高麗時代（～一三九二）に遡る確証は依然得られないが、遅くとも朝鮮時代前期には製作され、室町時代後期、一六世紀までには日本に舶載されたと考えて大過ないであろう。

III　素文透入柄鏡

前章で論じた菊花散柄鏡など高麗・朝鮮時代の柄鏡、中国の宋時代以降に見られる柄鏡、日本の室町時代後期以降の柄鏡、これら東アジアの柄鏡のいずれもが鏡部と柄を一鋳で製作しているのに対し、以下に述べる妙法院伝来鏡は、両者を別々に鋳造した後に鑞付けして柄鏡に仕立てるというきわめて特異な製作技法による柄鏡である（図18・25、挿図14―1）。法量は、全長三九・二cm、鏡面径二五・一cm、縁高〇・四cm、縁幅〇・七五cm、柄長一三・一cmを測る。

鏡部は、鏡面側がわずかに凸面をなし、外周に沿って平行二条の沈線を刻む。鏡背面は、周縁が中国・明～清代鏡風の匙面をなす匕縁で、その内側は、素文ながら所々わずかな窪みがあ

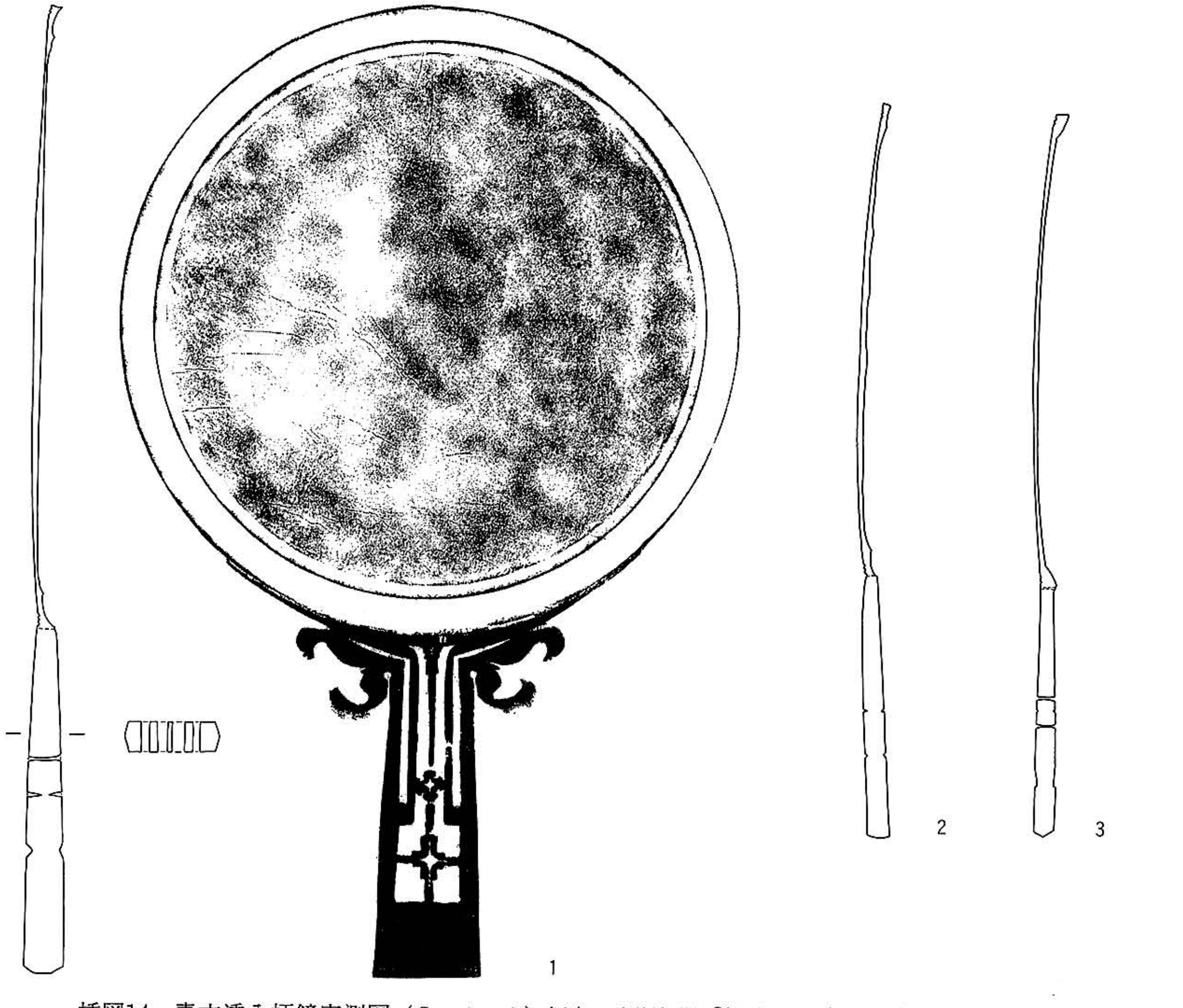

挿図14　素文透入柄鏡実測図（S＝1：3）拓本は広瀬都巽『柄鏡類聚』(未公刊）による
1　妙法院蔵　2　チャオサンプラヤ国立博物館蔵　3　リンデン国立民族学博物館蔵

って必ずしも平滑でなく、黒漆状の塗膜が認められる。一方、柄は先端へ向ってやや幅が広くなり、断面が胴膨らみの形をなす。石畳状の方形区画と縦方向の四条のストライプを組み合わせた幾何学的な透かしを入れ、両脇に先が蕨手状に大きく反る受け部を設ける。実際に鏡部に接する部分は、外周の四分の一弱にも及ぶひじょうに幅広の薄い受け部となる。

　このような形式の柄鏡は、日本国内はもとより、中国や韓国・朝鮮にも出土品、伝世品共に類例が全く見当たらない。管見では、東南アジアに二例の類品を知るだけである。一面は、タイ・アユタヤ市のチャオサンプラヤ国立博物館の所蔵鏡である（以下、チャオサンプラヤ鏡と略称。図19・26、挿図14―2）。全長二九・八cm、鏡面径一九・二cm、縁高〇・三cm、縁幅〇・九cm、柄長一〇・五cmを測り、妙法院鏡よりもかなり小形であるが、柄の形状や透かしのパターン、鏡面周縁に沿う二条刻線に至るまで、同一の鏡胎形式といえる（挿図15―上）。ただし、妙法院鏡にみられた鏡背面の黒色塗膜はまったく確認されない。鋳造状態はあまり良好とはいえず、背面の所々に鋳掛けが認められる。また背面中心部、径約三cmにわたってロクロを利用した同心円状の削りによる凹凸がある（挿図15―下）。

挿図15　チャオサンプラヤ鏡の部分拡大
上　柄の受け部　下　鏡背面中央部

　チャオサンプラヤ鏡は、市内中心部に位置するアユタヤ王朝時代の寺院遺跡、ワット・ラッチャブラーナの仏塔（挿図16）内から出土したものである。この塔は二基からなり、一四二四年にチャオサンプラヤ王が戦死した二人の兄弟のために造営したものである。一九五六年に主塔が盗掘を受け、金製の遺物が多数盗まれたが、この時、塔内に金・銀製の豪華な品が多数納置された内室があらわとなった。翌年政府の美術局による発掘調査が行われ、この内室が上・中・下の三層からなることが明らかとなって、上層の青銅鋳造や金・銀板打出しの仏像、最下層の金製仏舎利塔など、各層からおびた

挿図16　ワット・ラッチャブラーナ　仏塔跡

だしい遺物が出土した。[30] 問題の柄鏡の出土状況については確認がとれなかったが、比較的研究の進んでいる仏像の様式に新しいものが含まれないところからみて、後世の大々的な追納は行われなかったようで、鏡の製作年代も一四二四年が下限となる公算が大きい。

　妙法院鏡のいま一つの類例は、ドイツ・シュトゥットガルト市のリンデン国立民族学博物館に所蔵される柄鏡である（以下リンデン鏡と略称。図20・27、挿図14―3）。[31] 法量は、全長二九・二cm、鏡面径一九・一cm、縁高〇・五cm、縁幅〇・八cm、柄長一〇・〇cmと、チャオサンプラヤ鏡にかなり近似した大きさである。鏡部・柄部を別鋳し鑞付け接合することや、柄の形状はほぼ同じながら、透かしパターンにおいて、妙法院鏡にみた下方石畳状方形区画のうちの下半が省略されている。また妙法院、チャオサンプラヤ両鏡の周縁が匕縁であるのに対し、こちらは斜縁となる。加えて、鏡面周囲に二条線を刻むのは同じだが、背面にまで三条二組の同心円条線を刻む点が大きく異なっていて、「重圏文柄鏡」と呼ぶべきものである。

　同鏡は、リンデン国立民族学博物館が個人から購入した一二四件に及ぶインドネシア・コレクションのうちの一つである。同コレクションはすべてジャワで蒐集されたとのことで、この柄鏡の製作時期も東部ジャワ時代（一〇～一五世紀）と考えられている。[32] この時期のジャワ諸王朝を中心としたインドネシア諸島から、同時期にクメールやスコタイなどの王朝が展開した現カンボジア・タイ北部、さらにこれの影響を受けたチャンパなどの展開した現ベトナムを含むインドシナ半島部では、伝統的に青銅製円鏡を撥形の鏡台に載せたり、孔を穿って吊り下げて用いていた。そのような中でインドネシアにおいては、東部ジャワ時代のおそらく後期、マジャパイト朝のころに、装飾性の強い幅広の柄を円鏡に鑞付けした柄鏡がひじょうな流行をみせたようである。[33] リンデン鏡のような透かし入り柄鏡は、管見のインドネシア鏡の中ではほかに見出せないが、受け部形状や透かし中央の十字形の祖形となりそうなものも存在するので（挿図17）、やはり東部ジャワ時代の鏡と認めてよいように思われる。

　一方、タイ・アユタヤ時代においては、スコタイ朝いらい一貫して円鏡を用いたようで、時おり寺院跡から祭具（地鎮もしくは僻邪の意味か）として円鏡が出土する。[34] ワット・ラッチャブラーナからも、素文透入柄鏡と共に小形の素文円鏡が出土している（径八・〇

挿図17　インドネシア製の柄鏡
リンデン国立民族学博物館蔵

cmで、懸垂孔を穿つ。図28[35]。しかし柄鏡は、スコタイ時代のものを含めてもきわめて希少で、チャオサンプラヤ鏡のような受け部付柄鏡が生成された可能性は低い。したがってチャオサンプラヤ鏡は、インドネシア・ジャワからの搬入品である公算が大きく、これに酷似する妙法院鏡も同様ということになろう[36]。

なお製作年代については、本鏡と妙法院鏡が、ワット・ラッチャブラーナ仏塔の造立年、一四二四年を下限とする一四～一五世紀第1四半期あたりと考えられる。しかしリンデン鏡との前後関係は速断し難い。柄の透かしパターンの省略化、という観点に立てば、リンデン鏡が新しいことになるけれども、鏡背周縁は、同鏡の斜縁がインドネシア鏡通有の形態であることを考えると、妙法院鏡とチャオサンプラヤ鏡の匕縁の方が、中国・元もしくは明の鏡の影響を受けて発現した亜型式といえなくもない。いずれにしても、リンデン鏡もほかの二鏡と比較的近接した時期に製作されたと考えてよさそうである。

ところで、右のような時期に製作された妙法院鏡が、インドネシアから直接的に、あるいはその周辺地域経由で間接的に、日本へと舶載されたのは、一体いつごろのことであろうか。本鏡には、これまた特異な柄鏡箱が伴っている。法量は、縦四三・〇cm、横二六・九cm、高さ六・〇cm。総体に木製、合口造の蒔絵柄鏡箱であるが、中に鉄・鍛造の鏡架を立てて柄鏡を支えるという、ほかに例を見ない構造である（図21）。鏡架は、宝珠・荷葉と蓮華（または慈姑）に唐草など中国風意匠を真鍮象嵌し、その一方で基部には日本でむしろなじみの深い百足や、中国には存在しない菊水文まで見受けられて、大陸風をやや意識した日本製と見なされる。箱の方は、外面全面を金詰梨地として、蓋に菊桐紋と雲文を金の高蒔絵で表わし、また身の内面にも金梨地に菊水文を平蒔絵で表わすという桃山時代の典型な蒔絵箱である。したがって、妙法院鏡が日本に舶載されたのは、遅くとも桃山時代ということになる。鏡と鏡箱の特異性から推測すると、鏡舶載からさほど時間を経ないうちに特別仕様の鏡箱が発注、製作されたものと思われるが、この点については、次章で改めて考察したい。

Ⅳ 柄鏡の舶載事情
～秀吉遺品の蓋然性をめぐって～

(1)「神龍院豊国社納御神物注文」の記載

これまで、菊花散柄鏡と素文透入柄鏡の製作地と年代について検討した。本章では、この結果を踏まえて、両柄鏡が「豊公遺宝」であることの蓋然性について考証し、さらにその背景としての、室町・桃山時代における銅鏡の舶載事情について論じてみたい。

なお、Ⅰ章で『豊公遺宝図略』と「神龍院豊国社納御神物注文」の記載について述べたが、先に確認しておかねばならないのは、後者が豊国社神宝殿に納められた秀吉遺品のすべてを網羅しているかどうかは保証されていないということである。ここに記載される品目は、「長櫃入」として装束類と蒔絵の小物道具類に限られ、分野に偏りが見られる。何より、確実に秀吉遺品と目される明の冠服類も、全点が記載されている訳ではない[37]。

また、『豊公遺宝図略』記載の妙法院伝来品で「神龍院豊国社納御神物注文」未記載の工芸品には、ほかに茶陶や文台・隅赤手箱等の蒔絵道具といった桃山時代とそれ以前の製作になる品が少なから

ず伝来している。[38] これらは、文禄三年（一五九四）の現妙法院造営の前後に調進されたものや、それ以前からの什物であったものであろうが、秀吉遺品が含まれていないとは言い切れない。さらに茶陶のうち、蓮華王壷の呼称もある褐釉四耳壷は、同時に伝わる「前田玄以消息」により、生前の秀吉が妙法院門主常胤法親王に直接譲り渡したものであることが知られる。

以上を要するに、「神龍院豊国社納御神物注文」の記述は、秀吉遺品であることの十分条件ではあるが、「記載されていないものがすべて秀吉遺品ではない」ことを示すものではないのである。菊花散柄鏡と素文透入柄鏡についても、いずれか一方が、「神龍院豊国社納御神物注文」に記載される「御か丶見　一めん」に該当し、秀吉の手元にあった品であることはほぼ確実だとしても、他方がそうでないとは言い切れない。少なくとも、両鏡は製作されてから相当期間の伝世を経て妙法院に伝流したことは疑いなく、その間秀吉の手中にあっても何ら矛盾はない。

(2) 菊花散柄鏡の舶載

それにしても、菊花散柄鏡と素文透入柄鏡は舶載の在り方として、あまりにも対照的と言わねばならない。菊花散柄鏡は、妙法院鏡のほか、前述のとおり多数の同型鏡の伝世・出土例があり、室町時代に、かなりのまとまった数が朝鮮から舶載されたと考えられる。その多くは、基本的に日朝間の「交易品」と見なし得るであろう。

なお、同様に朝鮮半島から舶載された鏡がもう一群ある。それは先にも少しふれたところの、鏡背に梵字（六字真言）を配し間地に菊花文を一杯に散した円鏡で、大きな梵字を六字めぐらすタイプと、小さな梵字六字を丸文としてこれを六個めぐらすタイプ、さらに梵字のみ、あるいは菊花のみを鋳出するタイプなどがある。いずれも踏み返しにより同型鏡が数多く製作された。韓国で出土した事例を見ると、朝鮮時代前期、一五〜一六世紀前半の粉青沙器や白磁と共伴していて、その製作時期が知られる。[39]

日本では、前掲の長崎・対馬海神神社（挿図9）[40]のほか、同・壱岐金蔵寺、[41]福岡・太宰府天満宮、[42]鹿児島・山宮神社、[43]香川・圓通寺、[44]高知・安楽寺、[45]愛媛・大山祇神社、[46]広島・厳島神社、[47]鳥取・大山寺、[47]京都・北野天満宮、[48]同・三室戸寺[49]など、西日本の社寺奉納鏡に事例が多い。とくに厳島神社鏡には慶長二年（一五九七）の奉納銘があり、日本での伝来時期の一点を知ることができる。筆者は先に、島根・富田川河床遺跡で出土した卍文梵字柄鏡（挿図10）を検討し、日本に渡来した朝鮮僧の護身具であった可能性を指摘したが、[50]菊花散梵字鏡も、鏡背文字や伝世先を考慮すると、あるいは宗教具としての性格を帯びつつ西日本を中心に需要された舶載鏡ではなかったか。

対して菊花散柄鏡の方は、東日本にも伝来するところから推して、日用具ながら室町後期の当時にあってひじょうに珍しい柄付きの姿見として、より広範な地域で需要されたものと思われる。国産の柄鏡は、一六世紀前半、熱田神宮伝来の大永五年（一五二五）奉納銘鏡箱に入った花菱双鶴柄鏡を早い例に、一六世紀後半になりようやく遺品が増え一般的になったと認められる。さすればこの菊花散柄鏡が、「唐物の柄鏡」として珍重されたことは想像に難くない。足利将軍家東山殿書院の座敷飾りの図（『御飾記』大永三年奥書）[51]に見える「柱飾鏡」は、まさしくこの菊花散柄鏡であったかも知れない（挿図18）。したがって、妙法院鏡が秀吉のもとにあったと考えても

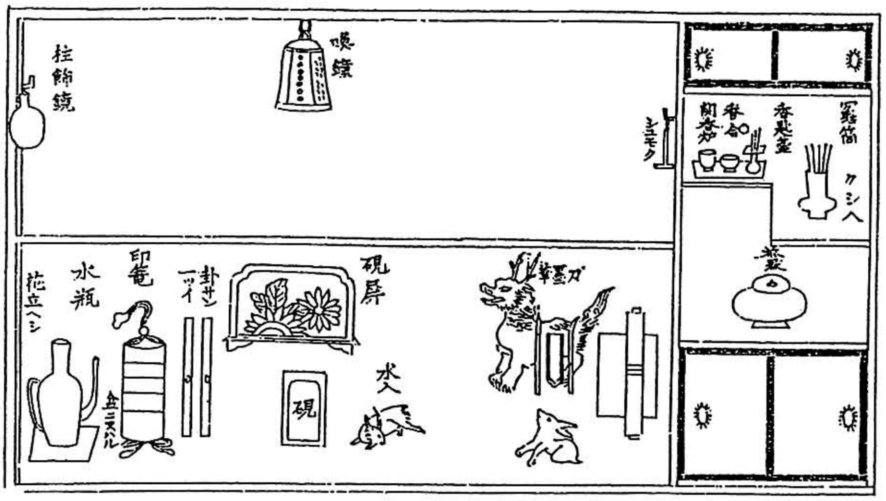

挿図18　『御飾記』東山殿座敷飾図にみえる柄鏡（左端）

不思議ではない。
　加えて、妙法院鏡で他の舶載菊花散柄鏡にはない重要な点は、朝鮮製の柄鏡箱を伴って伝来しているということである。この朱漆塗柄鏡は、半島も含め現存唯一の遺例であり、その意味で鏡本体よりも存在意義は大きい。箱を伴うということじたいが付加価値として当時認識されていたと考えれば、やはりこれが秀吉のもとにあったという蓋然性を高めることになる。さらに、可能性の一つでしかないが、この柄鏡が朝鮮国内で鏡箱を伴いかなり長期間伝世していたとして、文禄・慶長の役の際に、秀吉ないし彼の家臣が戦利品として持ち帰ったものであったという想定も、本鏡とほかの舶載菊花散柄鏡の差異性についての説明としてはありえよう。

(3)　素文透入柄鏡の舶載

　前節でみたように、交易品としての舶載菊花散柄鏡の中にその特殊性を評価しうる妙法院鏡に対して、一方の素文透入柄鏡は、あらゆる意味で特異な遺品といえよう。おそらくはインドネシア・ジャワで製作された、当時としてもきわめて珍しい南洋からの舶載鏡であって、今日国内に伝存する唯一の事例である。またその上、この鏡を収納すべく、桃山時代に蒔絵と象嵌の技巧を凝らした鏡架付き柄鏡箱が特別に誂えられていて、こちらもまた他に類品をみないものである。したがって、これを一般的な交易品という訳にはいかず、その希少性という点をもってして、秀吉の遺品とするのにふさわしいように思われる。とすれば、秀吉がこの鏡を手に入れたのには、いかなる事情が想定されるだろうか。以下で考察したい。
　織田信長の後を継いだ秀吉は、太閤として外交にひじょうな関心をみせた。一六世紀半ばから日本で布教活動を進めてきたイエズス会は、同後葉に至ると、ポルトガル本国のアジア貿易覇権獲得の思惑とも呼応して、ゴアとマカオを拠点に商業活動を積極的に推進し、日本国王たる秀吉に、布教と商業両面で庇護を求めるべく盛んに働きかけた。長崎に来航したイエズス会師やポルトガル商船の関係者は、しばしば京都に上り秀吉に謁した[52]。例えば、イエズス会巡察師アレッサンドロ・ヴァリニャーノが、天正十九年（一五九一）三月に、ポルトガル領インド副王使節として、副王からの秀吉宛て書簡（国宝、妙法院蔵）を携え聚楽第で謁見した際には、書簡記載の品、すなわち「モンタンテ刀二口、鎧二領、馬二頭付馬具、拳銃二挺及びテルサド刀一口、金飾帳帷二対、天幕一張」[53]を献呈した。これらの進物は、あまりにも豪華だったことがイエズス会内部で問題視されたが[54]、程度の差こそあれ、ポルトガル人が秀吉に謁見した時には何等かの進物を献ずるのが常で、このような品の中に、南洋の珍奇

な柄鏡があったことは十分考えられるであろう。
ポルトガルにやや遅れて、フィリピン諸島を支配下においていたスペインも、マラッカとマニラの間の交易ルートを日本へと延ばすべく働きかけ、秀吉とフィリピン総督との間で盛んに書簡がやり取りされた[55]。マニラからの来航者もまた、秀吉に数々の進物品をもたらしたが、中でも有名なのは黒象を引き連れてきたフィリピン総督ドン・フランシスコ・テーリョ・デ・グスマン派遣の使節ドン・ルイス・デ・ナバレテ・ファハルドである（慶長二年（一九九七）七月謁見）。この時ドン・ルイスからは、象以外に「スペインの戦場で用いる鎧二領及び鋼鉄製膝当その他の武器、総督の肖像、銀器一個その他雑品」が寄贈された[56]。これを日本側では、「自呂宋国有使僧。黒象一隻并銀盤・銀椀等十六種進献。」と記録している[57]。このような品の中に、フィリピンやその周辺地域の製品が含まれていた可能性もある。
この当時オランダも、スペイン・ポルトガルの交易権益に食い込みを図っていた。その拠点、ジャワ島西端のバンテンは、中国や東南アジア各国の船が行き来する中継貿易港であった[58]。インドネシアで製作されたと目される素文透入柄鏡も、これらの船でマニラやアユタヤなどへもたらされ、そのうちの一面が、右にみたように、ポルトガル人やスペイン人からの進物として日本の秀吉のもとへ献ぜられたのではあるまいか。ちなみに、少し時期は下がるが、バンテンから東インド会社が移ったバタヴィアから、ベトナム北部のトンキンに向けて、地元産と思われる丁子・胡椒や羅紗などと共に、見本として鏡数個を輸出すれば相当の利益が得られるであろうとのオランダ人船員の報告記事がある[59]。

なお、この時期、秀吉が正式な朱印状を発給したか否かは議論があるものの、日本の商船も中国や東南アジアにすでに出かけていたことは間違いない[60]。したがって、秀吉が深い関係を結んでいた堺商人などの手を介して妙法院鏡がもたらされたという想定も、可能性の一つとしては有りえよう。
ところで次の徳川政権下になると、その当初から史料上に具体的な鏡舶載の記事が見えだす。『当代記』には、慶長五年（一六〇〇）の将軍への進物が月日順に列記されており、十一月十六日に「伴天連」から「ビロウトウ　一巻、錦　一巻、南蛮鏡　一面、□唐紙　四五枚、南蛮らうそく　五〇挺」が献じられている[61]。同七年には、フィリピン総督ドン・ペデロ・デ・アクニヤが、将軍あてに、日本からの朱印船数についての打診その他についてしたためた書簡と共に「ヴェネチア製の非常に大きく豪華な鏡[62]」や「イスパニヤの粗品数種」を贈呈している[63]。少し降って寛永年間には、オランダが日欧間の貿易独占権を手中にしており、平戸商館がその活動の安寧を期して、将軍や幕閣、長崎奉行らへの進物を常套としていた。それらの中にも、以下のようにしばしば鏡が含まれていた[64]。
・一六三二（寛永九）年　ヤコビ（東インド会社総督ヤックス・スペックス）が指令官ヤンセンを通じて贈った進物
黒檀製の鏡台、銀箔で蔽ったもの　一棹。
鏡、銀鍍金の金具を嵌め、貝や真珠をちりばめた黒檀の枠のついたもの　一枚。
・一六三三（寛永十）年十一月
皇帝（将軍家光）への進物
黒檀製の美しい鏡台、中は銀箔で蔽い、赤繻子を貼ったもの

一棹。
八角形に縁を切った硝子の鏡、銀鍍金の金具を嵌め、貝や真珠をちりばめた、黒檀の枠のついたもの　一枚。
書記官サカイヤ・アワノマニ（酒井阿波守忠行）への進物
四角に縁を切った硝子ででき、模様を彫った黒檀の枠に嵌め込んだ鏡　一枚。
閣老サケネ殿の長子（酒井備後守忠朝）への進物
四角に縁を切った硝子ででき、波形の模様をつけた黒檀の枠に嵌め込んである鏡

・一六三四（寛永十一）年五月
皇帝への進物
鏡台　一脚。
鍍金し、かつ真珠と石をちりばめた大型の鏡　一箇。
黒檀の枠に入っているもっと大型の同じ品　一箇。
閣老ウタ殿（酒井雅楽頭忠世）への進物
大型の鏡　一箇。
閣僚オイエ殿（土井大炊頭利勝）とサケネ殿（酒井讃岐守忠勝）の長子（土井遠江守利隆、酒井備後守忠朝）各々への進物
鏡　一枚。
閣僚アワワ殿（酒井阿波守忠行）への進物
普通の形に切った硝子の入った鏡　一枚。

・一六三六（寛永十三）年七月
第一の執政官サッカキバラ・フィンダ殿（長崎第一奉行、榊原飛田守職直）への進物
黒檀の枠のついた鏡　一箇。
バッバ・サブロゼイモン殿（馬場三郎左衛門利重）への進物
黒檀の枠のついた鏡　一箇。
フェゾ殿（代官、末次平蔵）への進物
黒檀の枠のついた鏡　一箇。

・一六三七（寛永十四）年二月
平戸領主（藩主松浦肥前守隆信）への進物
非常に大きく拡大できる金属製の鏡　一箇。

・一六三九（寛永十六）年七月
皇帝への進物
黒檀の枠に入った鏡　一箇。

これら一連の進物覚書等の記事を読んで気づくのは、品目や仕様がひじょうにパターン化しており、誰に何を贈るかということについて、平戸藩主松浦肥前守隆信が商館宛てに事細かな指示を出していたということで、鏡もその中で重要な品の一つとして位置付けられていたのである。

なお右に掲げた記事中で鏡の製作地は明記されず、他の品目にしてもオランダ・スペイン・ペルシアや明らかに南海産と分かるものなど、さまざまな地域からの産品であった。明らかに青銅製と知れる鏡は東南アジア製を含む公算が大きいが、多くはヨーロッパ製のガラス鏡であった可能性が高い。交易品として、日本人がマニラからスペイン製の鏡を買って帰ったとの記事もある。[65]

ともあれ日本で、国産の青銅鏡が日用品として一般にほぼ普及していた一七世紀前葉という時代に、東南アジア製かヨーロッパ製か、あるいは青銅鏡かガラス製かを問わず、南海からの来航者がもたらす鏡が、ひじょうに珍奇な品として将軍・幕閣への進物にまで採用

されていた事実を確認しておきたい。さすれば、その直前の時期にインドネシア製の素文透入柄鏡がいかに珍しいものであったかは想像に難くなく、これが「日本皇帝」の秀吉に献上された品であるという推測も決して無稽でないことが了解されよう。

このような理解に立つとき、いま一つ付言しておかねばならないのは、妙法院鏡の法量の大きさである。チャオサンプラヤ、リンデン両鏡と比較して全長で一〇cm前後も大型であるのは前述のとおりだが、実のところこの差は、インドネシア製の柄鏡一般の平均的な法量と比較しても全く同様で、妙法院鏡がとりわけ大きいのである。このことから、ただちに妙法院鏡を「秀吉への献上のための特注品」と断ずる訳にはいかないが、「贈与の効果」を期待して、とくに大型品が選定された公算はきわめて大きい(66)。

V　結語

小稿では、妙法院に伝来し「豊公遺宝」とされている菊花散柄鏡と素文透入柄鏡の二面について検討した。まず前者の鏡式は、遅くとも朝鮮時代前期には製作され、室町時代後期、一六世紀までに相当数が舶載されたものであることを明らかにし、基本的にこれは日朝間の交易品であって、日本で「唐物」として珍重されていたであろうことを述べた。一方、後者の素文透入柄鏡は、類品をチャオサンプラヤ国立博物館とリンデン国立民族学博物館に見るのみのきわめて珍しい鏡であり、一四～一五世紀前葉ごろインドネシア・ジャワで製作されたものが、桃山時代、一六世紀後葉までに日本に舶載されたことと、これが日本との交易を企図したポルトガル人もしくはスペイン人が日本国王たる豊臣秀吉へ贈った品である可能性の高いことを論じた。

結局、素文透入柄鏡が秀吉の遺品であったことはほぼ間違いないであろうが、他方の菊花散柄鏡も、朝鮮製の鏡箱を伴って伝来している点であくまで特異な事例であって、秀吉遺品でなかったとは言い切れない。

いずれにしてもこの両鏡は、秀吉遺品であったか否かという問題を越えて、室町～桃山時代の銅鏡舶載の事情をきわめて具体的に知らしめてくれる事例であり、また、すべての舶載銅鏡を単純に交易品一般と評価してしまうのでなく、個々の鏡式ごとに舶載の具体的意味を読み取っていく作業が必要であることを示唆しているといえよう。かかる視点で、本文中で若干ふれた朝鮮時代の菊花散梵字円鏡や、宋・元時代の湖州鏡その他の鏡式について、日本への舶載の動態をさらに検討していきたいと考えている。

(付記)

作品調査にあたっては、銅鏡の保存を考慮して拓本は採っていない。挿図掲載の拓本は全て広瀬都巽が戦前に行った取拓によっている。

作品の調査から本稿執筆まで、妙法院の大久保良順門跡をはじめ木ノ下寂俊執事長、岸舜栄管理部長の各位には多大のご高配を賜った。また関連作品の調査にあたっては、天寿院住職雪丸令敏、勝野秀敏両師、タイ・チャオサンプラヤ国立博物館の館長Siripan Tirasarichon氏、Patrawan Parkrost女史、ドイツ・リンデン国立民族学博物館東洋部長Klaus Joachim Brandt氏、鹿沼市史編さ

ん室佐々木茂氏のご高配を賜った。記して深甚の謝意を表します。
本稿は、松下国際財団一九九八年度研究助成「東アジアにおける日本製銅鏡の需要と模倣鏡製作に関する研究—中・近世の交易と製品製作プロセスの地域間比較—」の成果の一部を含む。

〈註〉

1 『妙法院史料 第五巻 古記録・古文書 1』吉川弘文館 一九八〇
2 ただし中嶋和泉守製作になる素文柄鏡については、柄鏡箱よりも法量がかなり小さく、外箱に厳密に寸法を合わせて製作された懸子・水入・櫛に比べ違和感を否めず、江戸初期になって補充された品である公算が大きい。
3 霊玉良巌『日蔭草』文化十二年（現存）
4 菅谷文則『昭和資財帳9 法隆寺の至宝工芸 鏡』小学館 一九八八
5 青柳種信『古器物図巻』（現物未確認）
6 杉山洋氏のご教示による。
7 川畑聰『鏡の美—讃岐出土・伝来の和鏡を中心として—』高松市歴史資料館 一九九五
8 内川隆志「柄鏡の変遷」『柄鏡大鑑』刀水書房 一九九四
9 広瀬都巽『古鏡拓本集 四九輯 宋及辺国古鏡拓本』未公刊）。なおこれと同型鏡と思われるものが、『集古十種』（松平定信編 寛政十二年序文）に「蟾川氏蔵山城国宇治郡掘地所得墳鏡図」との表題で図示されている。
10 広瀬都巽『古鏡拓本集 一一輯 真清田神社蔵鏡拓本集』未公刊）。同鏡の六字真言は吉水神社鏡よりも小さく描かれる。
11 前掲註（4）文献
12 岩瀬百樹編『歴世女装考』弘化四年序文（『日本随筆大成』第三回 吉川弘文館 一九二七所収）
13 前掲註（4）(7)(8) 文献
14 孔祥星『中国銅鏡図典』文物出版社 一九九二
15 久保智康「富田川河床遺跡出土の卍文柄鏡について」『古代文化研究』三号 島根県古代文化センター 一九九五
16 韓国文化財管理局編『重要発見埋蔵文化財図録』Ⅰ輯 一九八九
17 韓国文化財管理局編『重要発見埋蔵文化財図録』Ⅱ輯 一九八九
18 前掲註（15）文献
19 李蘭暎『韓国의（の）銅鏡』韓国精神文化研究院 一九八三。なお高麗期の凹面鏡の機能と源流について考察したものに、Sudzuki Osamu, "A Concave Mirror of Koryo Dynasty and its Earlier Phases"（『朝鮮学報』一四輯 朝鮮学会 一九五九）がある。
20 홍정실（ホン・ジョンシル）『장석과 자물쇠（飾金具と錠前）』大元社 一九九〇
21 母鏡を踏み返して子鏡を鋳造し、次にこれを踏み返して孫鏡を、さらに曾孫鏡を、という具合に踏み返しを連続し行って同型鏡を多数製作する場合、後段階の製品の方が、鋳型焼成時の縮小によって法量が小さくなり、文様もあまくなるのが一般的である。
22 銘文の表記方法、内容について、湯山賢一・下坂守・赤尾英慶各氏のご教示を得た。
23 広瀬都巽『古鏡拓本集 二三輯 宝鏡拓本集』（未公刊）。
24 前掲註（3）『日蔭草』、同（12）『歴世女装考』のほか、多記欅蔭『日光驛程見聞雑記』享和三年、山口安長『押原推移録』文政十三年、河野守弘『下野国誌』嘉永元年などに記述がある。
25 韓国国立中央博物館編『佛舎利荘厳』一九九一。年代観について、同館の崔應天氏にご教示いただいた。
26 林宏一・山田磯夫『甦る光彩—関東の出土金銅仏—』埼玉県立博物館 一九九三
27 出土例によれば一緡=九七文が平均的という（永井久美男「銭緡について」『中世の出土銭』兵庫埋蔵銭調査会 一九九四）。
28 銭種の分類・集計と解釈について、京都大学大学院高橋章司氏のご教示、ご協力をいただいた。
29 前掲註（10）文献
30 博物館ワット・ラッチャブラーナ宝物展示室の解説板による。報告書は未刊。
31 蔵品番号SA35339L。

32 J.E.van Lohuizen-de Leeuw, "Indo-Javanese Metalwork", Linden Museum Stuttgart 1984

33 ただし実年代の明らかな柄鏡の事例はきわめて少なく、今後の研究に委ねるべきところが多い。

34 Natthapatra Chandavij, "Ancient Objects from the Chedi Behind the Consecrated Assembly Hall of Wat Mahathat Muang District, Phetchabun Province", The Silpakorn Journal, Vol.38, No.4, 1995（原文タイ語）

35 なおこれらの鏡には、例外なく鏡面の周縁に沿って二〜三条の細線が刻まれるが、これは東南アジア各地で用いられた円鏡・柄鏡に共通する特色で、中国・朝鮮・日本など東アジアの鏡と区別される留意点である。

36 筆者は、前著『中世・近世の鏡』（日本の美術　三九四　至文堂　一九九九）に妙法院鏡を収載した。しかし執筆段階で他の二鏡の存在を把握しておらず、その年代について「明または桃山時代」と記述した。本稿で訂正したい。

37 河上繁樹「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する冠服について—妙法院伝来の明代官服—」『学叢』二〇号（京都国立博物館　一九九八）の「資料1　妙法院伝来の明服一覧」参照。

38 『特別展覧会　妙法院と三十三間堂』図録（京都国立博物館　一九九九）の灰野昭郎・尾野善裕・久保智康による工芸・作品解説を参照。

39 例えば、慶尚北道栄州市金欽祖墓から嘉靖七年（一五二八）の祭文や粉青沙器壷などと共に出土している（『栄州』栄州市庁発行パンフレット）。ほかに前掲註（19）、李文献に六例（うち三例が青磁・白磁と伴出）の掲載がある。

40 岡崎譲治「対馬の金工」『対馬の美術』西日本文化協会　一九七八

41 長崎県教育委員会編『大陸渡来文物緊急調査報告書』一九九六

42 西村強三「太宰府天満宮蔵の中国・朝鮮鏡」『九州歴史資料館研究論集』一一号　一九八五

43 西村強三「鹿児島県下の神社に伝わる中国宋元時代の鏡」『九州歴史資料館研究論集』九号　一九八三

44 前掲註（7）文献

45 岡本健児編『高知県史　考古資料編』高知県　一九七三

46 鈴木友也『大海島の鏡』大山祇神社　一九九六

47 前掲註（9）広瀬文献

48 京都国立博物館編『京都社寺調査報告　19北野天満宮』一九九八

49 前掲註（23）文献。なお本鏡には万治二年（一六五九）の奉納朱漆銘があり、日本における伝世年代の一点が知られる。

50 前掲註（15）文献

51 『群書類従』巻第三六八

52 「イエズス会日本年報」（村上直次郎訳『新異国叢書』雄松堂　一九六九）など。

53 『妙法院史料　第五巻　古記録・古文書1』吉川弘文館　一九八〇

54 「一五九三年十二月十五日付、コチン発、フランシスコ・カブラルのイエズス会総会長宛て書翰」『イエズス会と日本　一』（高瀬弘一郎訳註『大航海時代叢書』2期6巻　岩波書店　一九八一）

55 村上直次郎訳註『異国往復書翰集』（『異国叢書』雄松堂　一九二九）

56 「千五百九十七年フィリピン諸島長官より豊臣秀吉に贈りし書翰」（村上直次郎訳註『異国往復書翰集』（『異国叢書』雄松堂　一九二九））。『アビラ・ヒロン　日本王国記』（佐久間正他訳註『大航海時代叢書』XI　岩波書店　一九六五）

57 『鹿苑日録』二七

58 坂井隆『「伊万里」からアジアが見える』講談社選書メチエ　一九九八

59 村上直次郎訳註・中村孝志校註『バタヴィア城日誌』1（東洋文庫一七〇　平凡社　一九七〇）所収の、「一九三六年四月二十一日」の日記。

60 岩尾成一『新版　朱印船貿易史の研究』吉川弘文館　一九八五

61 『当代記』（『史籍雑纂』第二　国書刊行会　一九一一）

62 神吉敬三訳・箭内健次訳註『モルガ　フィリピン諸島誌』（『大航海時代叢書』VII　岩波書店　一九六六）

63 「一六〇二年六月一日、ドン・ペドロ・デ・アクニャが日本の皇帝内府様に贈りし答書の写」（村上直次郎訳註『増訂異国日記抄』（『異国叢書』雄松堂　一九二九））

64 東京大学史料編纂所編『日本関係海外史料オランダ商館長日記　訳文

編』東京大学出版会　一九七六～

65　前掲註（62）文献

66　扱う時代は異なるが、新川登亀男氏は、これと似た視点で、新羅と中国、日本間で授受された品物について「贈与」の効果を細かく比較検討する作業から、三国相互の意識差を推考している（「日羅間の調」『日本古代の対外交渉と仏教―アジアの中の政治文化―』吉川弘文館　一九九九）。